



私たちはつくります

「自然」「ひと」が調和し活気とぬくもりのある交流都市を

法定合併協議会がスタート



調印の後、固い握手が交わされ、新しいまちづくりに向けた決意が示された。
左から佐藤合川町長、岸部鷹巣町長、松橋森吉町長、吉田阿仁町長職務代理者。

2月9日、鷹巣町・合川町・森吉町・阿仁町の4町長が、法定の合併協議会設置に関する協議書に調印し、「鷹巣阿仁地域合併協議会（法定協議会）」が設置されました。

引き続き、第1回合併協議会を開催し、合併に向けての本格的な話し合いがスタートしました。

これからは「鷹巣阿仁地域合併協議会だより」とし、合併協議の動きを更に詳しく住民の皆様へお知らせしてまいります。

合併協議会に関する 協議書に調印

調印式での4町長あいさつ(要旨)

鷹巣町長 岸部 隆

昨年の6月に準備会を開催してから、9月に任意協議会を設置しました。

この間に、住民の皆様へはアンケート調査等を行い、近隣の協議会よりも遅く立ち上げたにもかかわらず、今日こうして法定協議会の発足に



調印式であいさつする岸部鷹巣町長

至ることが出来たことは、委員の皆様、町民の皆様のご努力によるものと心から感謝申し上げます。

これからが本当の合併市の姿が見えてきます。新市の姿を早く住民の皆様にお示しできるよう、委員の皆様と一緒に頑張っていきたいと思っています。

合併を目標に色々な事が起きても、小異は捨て大同につき、この鷹巣阿仁地域を一つにしていこうことを念頭に進めていきたいと思っています。どうぞよろしく願います。

合川町長 佐藤 修助

私はこの合併について、常に冷静な判断を求めて、平熱の状況で対処してきました。

今日、協議会が正式に発足したことで、これからは、17年3月の合併の日取りへ向け、真直ぐに進めていかなければならないと思っています。

今日はいわゆる結納を交わした段階ですが、できればもう少し前の段階で議論があっても良かったなと反省しております。

しかし、今日正式に出発しましたので、これからは委員の皆様と様々な事があっても、互譲の精神をもつ



協議会設置の協議書に4町代表者が調印

て対処していかなければならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

森吉町長 松橋 久太郎

昨年の2月、鷹巣阿仁部の5カ町村長で合併懇談会を行い、9月30日に任意協議会が立ち上がり、半年後の今、法定協議会が立ち上がることになり、感激でいっぱいです。

この協議会は、合併の第一歩となる重要な協議会です。この地域の歴史を変える協議会になると思いますので、皆様から、可能な限りのご指導、ご支援をお願いした

と思っています。

阿仁町長職務代理者
阿仁町助役 吉田 茂

念願の合併に向けて法定の協議会が今日からスタートしました。昨年の9月30日の任意協議会から今日の法定協議会設立までの間、任意協議会の委員の皆さん、幹事会の皆さん、そして事務局の皆さん、大変なご尽力、誠に苦勞様でした。心より敬意を表します。

今日からの法定協議会では、新しい市の具体的な事について協議を重ね、法定期限内に合併することをお願い申し上げます。

鷹巣阿 地域合併協議会の設置に関する協議

鷹巣町、合川町、森吉町及び阿 町の合併による新市の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、鷹巣阿 地域合併協議会を設置する。

平成16年2月9日

第1回鷹巣阿仁地域 合併協議会の内容

日時 平成16年2月9日(月)
午後2時

場所 鷹巣阿仁広域交流センター

合併協議会では、合併特例法の期限である平成17年3月までの4町の合併を目指して、新市まちづくり計画の策定や事務事業(行政サービス)の調整等について、本格的に協議・調整を行っていきます。



第1回合併協議会の様子

合併協議会の体制は、各町の町長・議会議長・議員・学識経験者、そして北秋田地域振興局長による29名の委員と3名の代表監査委員で構成されており、会長には、岸部隆鷹巣町長、副会長には、松橋久太郎森吉町長(職務代理者)、佐藤修助合川町長、濱田章阿仁町長が選任されました。

岸部会長からは、委員一人ひとりへ委嘱状が交付されました。

会長あいさつ

これからが本当のこの地域の歴史的な第一歩を踏み出す時です。事を進めるにあたり、事務的なものや早く進められるものは、迅速に進めていきたいと思っています。ただ、必ず時間をかけなければならぬ事が今後出てくると思います。そこには充分時間をかけて、場合によっては各町に持ち帰り討議をし、あるいは住民へもオープンにして参加していただきながら進めることも充分考えられます。

全員の英知を傾けて、新市のまちづくりに向けて頑張っていきたいと思っていますので、ご協力をお願いします。



岸部会長より委員へ委嘱状を交付

報告事項

今回は第1回目の協議会ということで合併協議会の規約や規程等8件が報告されました。

報告第1号

合併協議会規約について

協議会を運営していくにあたっての基本的なルールを定めたものです。

報告第2号

合併協議会規約等に関する確認書について

規約に基づき、4町長が協議して定める事項について、協議した事項を確認しました。

(主な事項)

- ・会長及び副会長の選任
- ・学識経験を有するものの委員、監査委員及び職員をそれぞれ定める

報告第3号

合併協議会幹事会規程について
幹事会は、会長の指示を受け、協

議会に提案する事項について、協議又は調整を行います。

報告第4号

合併協議会専門部会規程について
専門部会は、幹事会の幹事長の指示を受け、合併に関する事項について、専門的に協議又は調整を行います。

報告第5号

合併協議会分科会規程について
分科会は、専門部会の部会長の指示を受け、合併に関する所掌事務の詳細な事項について、専門的に協議又は調整を行います。

報告第6号

合併協議会事務局規程について
事務局は、協議会等の協議資料の作成や協議会の広報及び広聴に関する事務を行います。

報告第7号

合併協議会財務規程について
協議会の予算や歳入及び歳出の手續き等について定めています。

報告第8号

合併協議会会議傍聴要綱について
協議会の会議の傍聴について定めています。

(主な事項)

- ・会場の規模による人数について
- ・傍聴人の守るべき事項

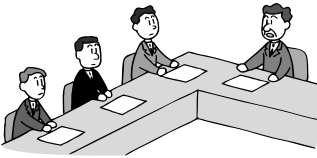
これまでの経緯

任意合併協議会の設置について検討するための鷹巣阿仁地域合併検討準備会が、平成15年6月23日に立ち上がり、6回の開催を経て、より詳細に合併についての基本的事項を検討するため、9月30日には鷹巣阿仁地域任意合併協議会が設置されました。

ここでは、財政シミュレーションや新市将来構想検討委員会による新市将来構想が策定され、これに基づき住民座談会及び住民アンケートを実施しました。

合併についての情報は、協議会だよりやホームページを通じて発信しました。

任意協議会を5回開催し、1月26日に鷹巣町・森吉町・阿仁町で、29日には合川町の臨時議会において鷹巣阿仁地域合併協議会の設置が議決され、2月9日の法定協議会の設置に至りました。



協議事項

次の事項について協議され、承認されました。

協議第1号

合併協議会会議運営規程案について規約に基づき、協議会の会議の運営について定めたものです。

(主な事項)

- ・会議の議事は、出席者の3分の2以上の賛同をもって議事を進める。
- ・会議は原則として公開し、傍聴することができる。
- ・会議の会議録及び会議資料は、原則として公開する。

協議第2号

合併協議会報酬及び費用弁償規程案について

委員等の報酬及び費用弁償について定めたものです。

協議第3号

合併協議会事業計画案について

次の事業を行います。

- ・協議会及び幹事会の開催
- ・新市まちづくり計画の策定
- ・合併協定項目の調整及び合併協定書の作成（合併協定基本項目の調整、事務事業の調整及び一元化）
- ・市町村合併先進地研修の実施
- ・新市電算業務の調整及び一元化
- ・新市例規原案の作成

平成15年度歳入歳出予算概要

項 目	予算額（千円）	説 明
歳 入	負 担 金	17,997 負担金の1/2を4町の均等割、残りの1/2を人口割とする 鷹巣町：6,919、合川町：3,958、森吉町：3,920、阿仁町：3,200
	諸 収 入	3 預金利子
	合 計	18,000
歳 出	総 務 費	4,755 会議費、事務局費
	事 業 費	12,904 協議会だより、合併推進事業支援業務費、 ホームページ更新費、電算システム統合基本計画
	予 備 費	341
	合 計	18,000

- ・合併協議に係る情報提供の実施（住民説明会の開催、協議会だよりの発行、ホームページの開設）

協議第4号

平成15年度合併協議会予算案について

平成15年度（2月9日～3月31日）

平成16年度歳入歳出予算概要

項 目	予算額（千円）	説 明
歳 入	負 担 金	18,497 負担金の1/2を4町の均等割、残りの1/2を人口割とする 鷹巣町：7,111、合川町：4,068、森吉町：4,029、阿仁町：3,289
	県支出金	5,000 法定合併協議会支援事業費補助金
	繰 越 金	1 平成15年度繰越金
	諸 収 入	2 預金利子
	合 計	23,500
歳 出	総 務 費	13,340 会議費、事務局費
	事 業 費	9,564 協議会だより、新市まちづくり計画策定 合併推進事業支援業務費、ホームページ更新委託費等
	予 備 費	596
	合 計	23,500

の歳入歳出予算です。

協議第5号

平成16年度合併協議会予算案について

平成16年度（4月1日以降）の歳入歳出予算です。

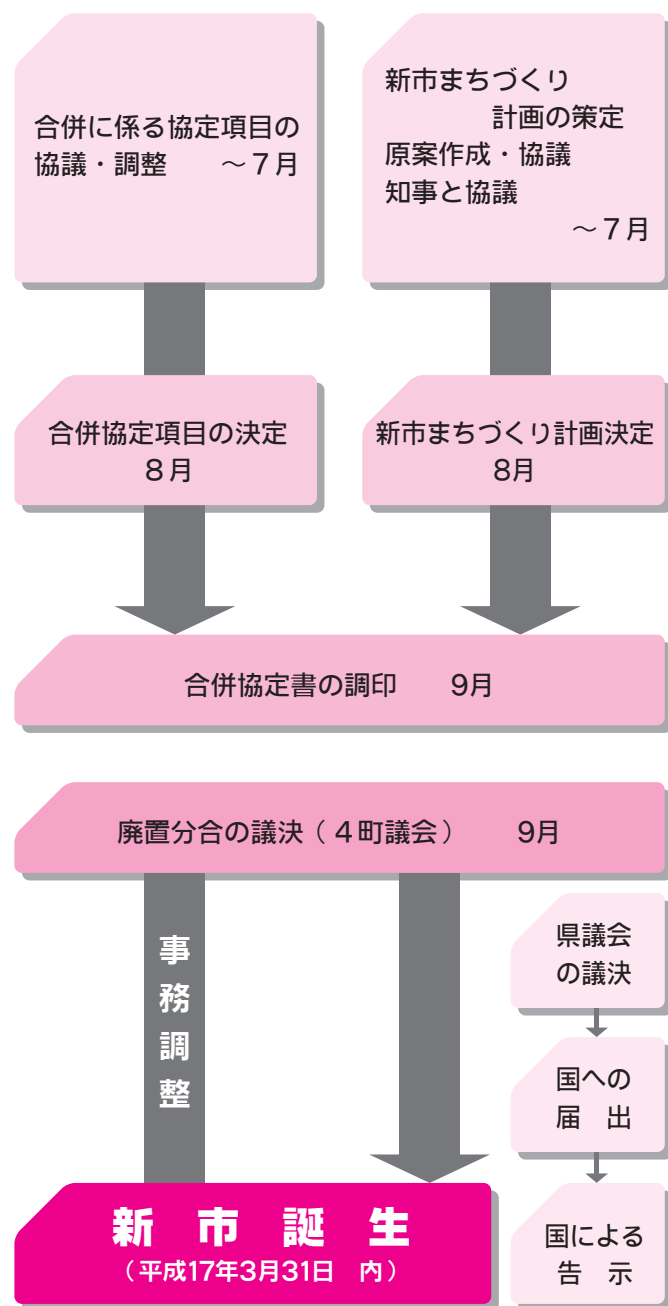
合併協議会と 新市誕生の関係

合併特例法では、市町村合併に際し、地方自治法にのっとり、新市建設計画の策定と、合併に関し必要な協議を行うための協議会を設置することとされており、鷹巣阿仁地域合併協議会もこれらの法に基づく法定の協議会です。

合併に必要な全ての協議を行い、その結果を合併協定書としてまとめます。この協定書を判断材料に、4町の議会で議決されれば、県・国への届出を経て、国の告示で新市誕生となります。

新市誕生までのスケジュール(目標)

鷹巣阿仁地域合併協議会設置（平成16年2月9日）



します。

基本協定項目を含む46項目を協議

協議第8号

念としています。

合併協定調整方針案について

協議第7号

将来構想に基づき策定されます。

合併特例法の規定をふまえ、新市

ついて

新市まちづくり計画の策定方針案に

協議第6号

合併協定項目協議予定表

No	協 定 項 目	提案予定	協議予定
1	合併の方式	2月9日 第1回	3月2日 第2回
2	合併の期日		
3	新市の名称		
4	新市の事務所の位置		
5	財産の取扱い	3月2日 第2回	4月上旬 第3回
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い		
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	4月上旬 第3回	4月下旬 第4回
8	地方税の取扱い		
9	一般職の職員の身分の取扱い		
10	特別職の身分の取扱い		
11	条例、規則等の取扱い	4月下旬 第4回	5月上旬 第5回
12	事務組織及び機構の取扱い		
13	一部事務組織等の取扱い		
14	使用料、手数料の取扱い		
15	公共的団体等の取扱い	5月上旬 第5回	5月下旬 第6回
16	補助金、交付金等の取扱い		
17	町名、字名の取扱い		
18	慣行の取扱い		
19	国民健康保険事業の取扱い	5月下旬 第6回	6月上旬 第7回
20	介護保険事業の取扱い		
21	消防団の取扱い		
22	行政区の取扱い		
23	地域審議会	6月上旬 第7回	6月下旬 第8回
24	水道事業の取扱い		
25	電算システム事業		
26	広報公聴		
27	姉妹都市・国際交流事業		
28	商工・観光関係事業		
29	地域振興事業		
30	納税関係		
31	交通関係事業		
32	消防防災事業		
33	生活環境事業		
34	障害者福祉事業	6月下旬 第8回	7月上旬 第9回
35	高齢者福祉事業		
36	児童福祉事業		
37	その他福祉事業		
38	保健衛生事業		
39	農林水産関係事業		
40	都市計画関係事業		
41	建設関係事業		
42	学校の通学区域		
43	学校教育事業		
44	社会教育事業		
45	その他の事業		
46	新市まちづくり計画	7月上旬 第9回	7月下旬 第10回

合併協定項目の協議事項は

提案 → 協議 → 確認

の順で進められます

提 案

協定項目の調整案について事務局で資料を提出し説明



協 議

各委員は、事前提案された協議事項を持ち帰り検討



確 認

次回の協議会で各委員が意見を出し合い協議

協議の結果、新市での取扱いを確認

提 案 事 項

次の4つの基本協定項目を含む5項目が提案され、次回の協議会(第2回)で具体的に協議を行い確認します。

協議第9号

調整方針

鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

(参考) 任意協議会での調整素案

鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町を廃し、その区域をもって新しい市

を設置する新設合併とすることを法定協議会の中で決定する。

協議第10号

調整方針

平成17年3月31日以内を目標とする。

(参考) 任意協議会での調整素案

平成17年3月31日以内を目標に、法定協議会の中で決定する。

協議第11号

新市の事務所の位置について調整方針

新市の事務所の位置は、新庁舎建設までの間、北秋田郡鷹巣町花園町

19番1号とする。

(参考) 任意協議会での調整素案

住民サービスの向上、住民の利便性及び各町庁舎の事務所機能などのあり方を総合的に勘案し、法定協議会の中で決定する。

協議第12号

調整方針

新市の名称は、公募を行った上で小委員会において絞り込み、協議会で決定する。

(参考) 任意協議会での調整素案

新市の名称については、法定協議会の中で公募を含めて検討し、決定する。

協議第13号

新市名称選考小委員会設置規程案について

新市の名称の決定にあたって、応募作品の選考等を行うための新市名称選考小委員会を設置することとし、その組織及び運営に関し定めるものです。

(委員構成)

4町の長、4町の議会議長及び4町の長が定めた学識経験を有する者各1名で組織されます。(計12名)



専門部会・分科会の 説明会を開催

合併協議会では、合併に関する事項について専門的に協議・調整を行う組織として、4町の職員で構成される専門部会と分科会があります。2月12日から13日にかけて、専門部会と分科会の事務事業の一元化に関する説明会が開かれました。

専門部会は、総務企画部会、財務税務部会などの9部会に分かれ、さらに35分科会に細分化されます。

各分野の全ての事務事業(1263項目)について、調整基本方針に基づき、4町職員一丸となって調整を図っていきます。



今後のスケジュールを真剣に討議(分科会にて)

事務事業調整の 基本方針

1 基本的な考え方

合併を新たなまちづくりのスタートと位置づけて社会情勢の変化による行政需要に応え、効率的な行政サービスの体制整備を図り、今までの施策を再検討して住民福祉の向上を目指すことを基本理念とします。

2 基本原則

一体性確保の原則
新市に移行する際、住民生活に支障のないよう一体性の確保に努める。

める。

住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差が生じないように努める。

健全な財政運営の原則

新市において健全な財政運営に努める。

行政改革推進の原則

行政改革の視点から事務事業の見直しに努める。

適正規模の原則

3 具体的な調整方針

自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

4 町で制度が同一のもの

・ 現行のまま引き継ぐ

4 町のいずれかに制度があるもの

・ 4 町のいずれかに統一する

(合併時又は合併後に統合)

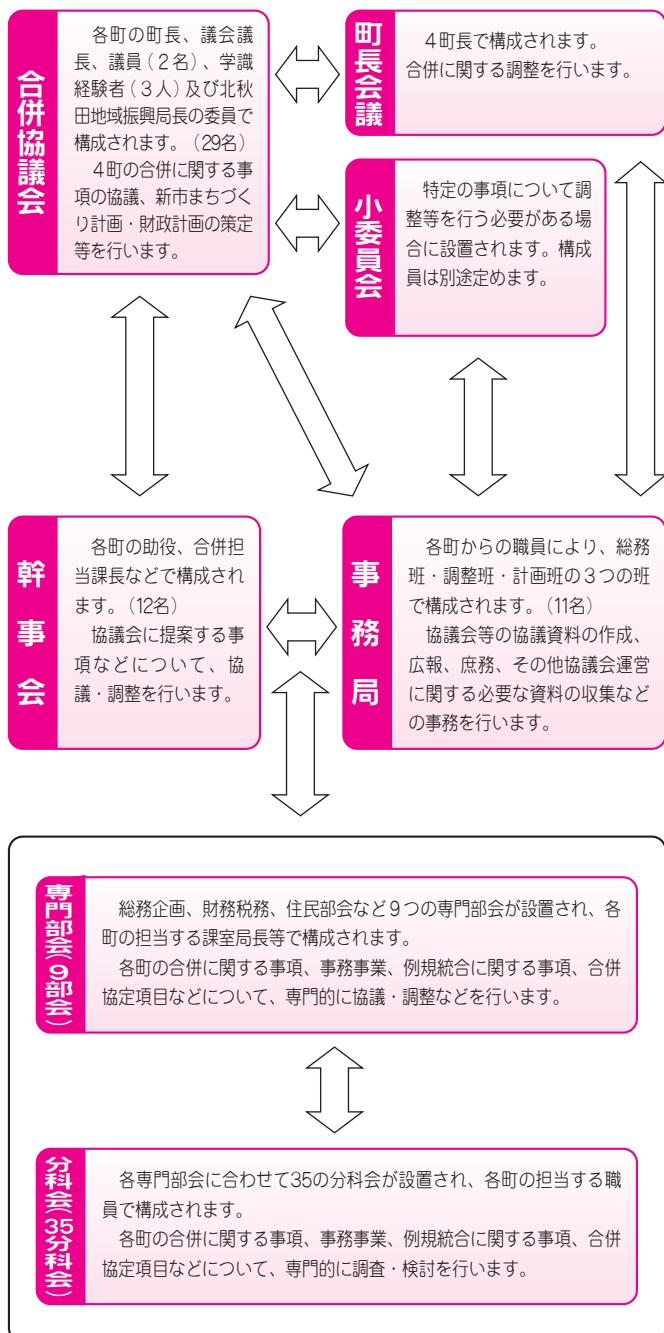
・ 4 町のいずれかを編成し直す

(合併時又は合併後に再編)

・ 廃止の方向で調整

(合併時又は合併後に廃止)

合併協議会組織図



新市まちづくり計画の 策定方針

1 計画の趣旨

合併による新市のまちづくり計画の基本方針を定めて計画を策定し、4 町の速やかな一体性を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図ることを目的とします。

2 計画の構成

基本方針を実現していくための事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

3 計画の期間

合併後、おおむね10年間とします。

4 留意事項

地域の特徴を生かしたより効果的なまちづくりに努める。
施設整備のみならず、各種ソフト面の再構築に配慮すること。
真に必要な事業を選択し、合理的で健全な行政運営に努める。
旧町意識を早期に解消し、一体的に推進する環境基盤の確立を図る。
行政サービスが希薄になる恐れがある地域においては、振興整備方針を明確にするように努める。
住民座談会やアンケート結果での意見・要望を広く反映させる。

合併協議会委員

町名	区分	氏名	備考
鷹巣町	町長	岸 部 陸	会長
	議会議長	清 水 修 智	
	議会議員	簾 内 順 一	
	議会議員	鈴 木 茂 雄	
	学識経験者	檜 森 正	
	学識経験者	今 野 實	
	学識経験者	和 田 テア子	
合川町	町長	佐 藤 修 助	副会長
	議会議長	和 田 勇 治	
	議会議員	土濃塚 謙一郎	
	議会議員	松 橋 三 郎	
	学識経験者	成 田 道 胤	
	学識経験者	小笠原 聡	
	学識経験者	鈴 木 孝 子	
森吉町	町長	松 橋 久太郎	副会長(会長職務代理)
	議会議長	庄 司 憲三郎	
	議会議員	桜 井 忠 雄	
	議会議員	春 日 一 文	
	学識経験者	佐 藤 金 正	
	学識経験者	片 山 信 隆	
	学識経験者	畠 山 慎 咲	
阿仁町	町長	濱 田 章	副会長
	議会議長	山 田 博 康	
	議会議員	山 田 賢 三	
	議会議員	小 林 精 一	
	学識経験者	佐 藤 昭 春	
	学識経験者	三 杉 営 子	
	学識経験者	菊 地 忠 雄	
秋田県	北秋田地域振興局長	石 井 護	
合川町	代表監査委員	関 富五郎	監査委員
森吉町	代表監査委員	春 日 隆 治	監査委員
阿仁町	代表監査委員	庄 司 直 紀	監査委員

協議会は傍聴できます

協議会の会議は公開されており、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、当日会場で受け付けして下さい。

なお、会場の大きさにより傍聴できる人数を制限する場合があります。

詳しくは事務局へお問い合わせ下さい。

幹事会

町名及び課名	職名	氏名	備考
鷹巣町	助役	恵比原 脩	
総務課	課長	今 畠 健 一	
まちづくり政策課	課長	村 上 儀 平	
合川町	助役	工 藤 博	
総務課	課長	松 岡 宗 夫	
総務課	主席課長補佐	杉 渕 敬 輝	
森吉町	助役	柴 田 信 勝	
総務課	課長	加 賀 隆 久	
企画観光課	課長	奈 良 尚 里	
阿仁町	助役	吉 田 茂	
総務企画課	課長	松 橋 賢 悦	
財務課	課長	鈴 木 美千英	

事務局職員

所 属	職 名	氏 名	事務職名
鷹 巣 町	課長補佐	斎 藤 彦 志	事務局長
鷹巣町 (秋田県)	副主幹	佐 藤 満	事務局次長
鷹 巣 町	係 長	田 村 義 明	計画班長
鷹 巣 町	主 査	秋 元 泰 之	計画班兼総務班
合 川 町	主 事	高 橋 浩 二	調整班
合 川 町	臨時職員	福 田 芳 子	総務班
森 吉 町	主席課長補佐	金 義 孝	調整班長
森 吉 町	係 長	石 崎 賢 一	計画班
阿 仁 町	主席課長補佐	渡 部 哲 男	総務班長
阿 仁 町	主席主査	佐 藤 孝 一	調整班兼総務班
臨 時 職 員		佐 藤 華 香	総務班

お知らせ

第2回合併協議会の開催について

日時 3月2日(火)

午後2時開会

場所 阿仁町ふるさと文化センター



編集・発行

鷹巣阿仁地域合併協議会 事務局

〒018-3360 秋田県北秋田郡鷹巣町花園町19番1号(鷹巣町役場内)

TEL 0186-69-8088 FAX 0186-62-2880

ホームページアドレス <http://www.takaa.jp> Eメールアドレス gappei@takaa.jp